

上下水道機械・電気設備工事における最低制限価格の算定について

「上下水道機械・電気設備工事における最低制限価格の算定」の運用については、令和3年6月15日以降に行われる入札通知・公告から次のとおり取り扱うこととします。

工事の種別	最低制限価格算定時の区分	積算体系上の区分	
		(機器費)	(据付工事費)
機械設備工事			
	直接工事費	機器費 × 0.6	直接工事費
	共通仮設費	機器費 × 0.1	共通仮設費
	現場管理費	機器費 × 0.2	現場管理費
			据付間接費
設計技術費			
一般管理費	機器費 × 0.1	一般管理費	
電気設備工事			
	直接工事費	機器費 × 0.6	直接工事費
	共通仮設費	機器費 × 0.1	共通仮設費
	現場管理費	機器費 × 0.2	現場管理費
			据付間接費
設計技術費			
一般管理費	機器費 × 0.1	一般管理費	